

美幌町合同納骨塚（生前予約） ご使用の手引

このパンフレットは、生前予約に限定した説明を記載しております。留意事項等は、通常の焼骨の埋蔵と同様のため、「美幌町合同納骨塚のご案内」と併せてご覧ください。

1. 生前予約について

生前予約は、埋蔵の許可を受けていた申請者がお亡くなりになった後、あらかじめ届出していた主宰者（焼骨を埋蔵する方）が、申請者の焼骨を合同納骨塚へ埋蔵するものです。

主宰者が変更となった場合、変更の申請が必要です。

2. 使用料

15,000円（お一人につき）

※生前予約の有効期間は許可の日から20年間です。20年を経過すると使用許可の効力は失効します。

※許可を受けてから20年以内に使用許可を受けた人の焼骨が埋蔵された場合、以後の使用料は不要です。管理料はありません。

3. 申請手続き

（1）使用することができる方

申請者の住所要件	年齢要件	備考
美幌町に住所がある方	満65才以上である方	生前予約の使用許可の効力は、許可を受けた日から20年間

（2）主宰者（焼骨を埋蔵する方）とは

申請者がお亡くなりになった後、焼骨を合同納骨塚に埋蔵する方です。

(3) 申請に必要なもの

①	申請書	合同納骨塚使用許可申請書 ※環境衛生担当（2番窓口）に備え付けています。
②	印鑑	認印可 ※申請者と主宰者（焼骨を埋蔵する方）の両方
③	住民票	本籍の記載があるもの（取得後3ヶ月以内） ※申請者と主宰者（焼骨を埋蔵する方）の両方
④	同意書兼承諾書	合同納骨塚埋葬同意書兼承諾書 （合同納骨塚に埋葬後、焼骨の返還ができない旨の同意） ※環境衛生担当（2番窓口）に備え付けています。
⑤	主宰者選定届	合同納骨塚主宰者選定（変更）届（焼骨を埋蔵する方の届出） ※環境衛生担当（2番窓口）に備え付けています。

【合同納骨塚埋葬同意書兼承諾書について】

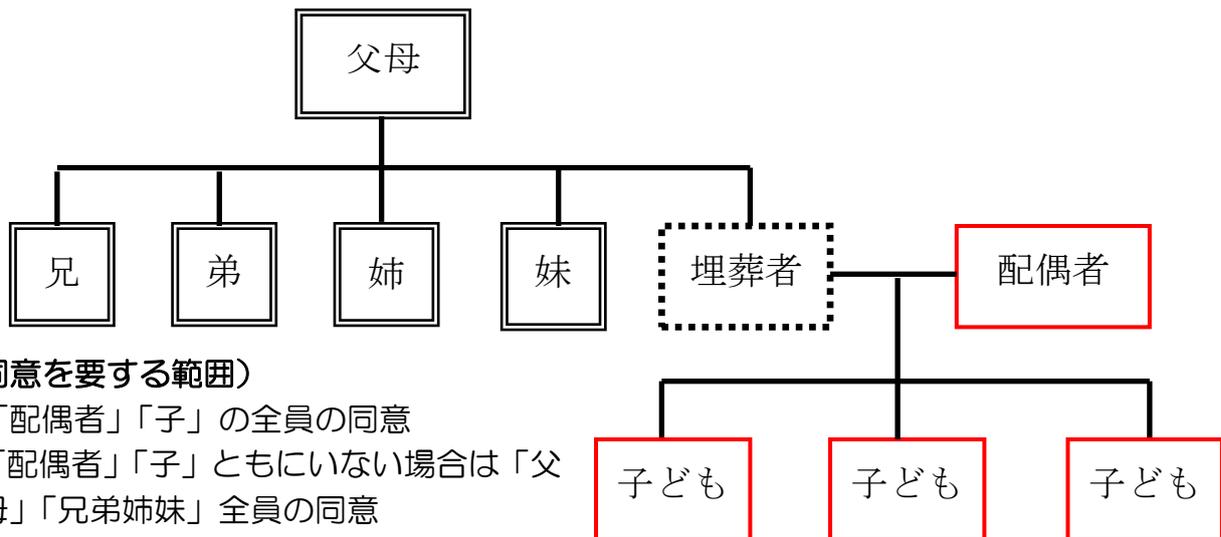
一度焼骨を埋蔵すると、他の焼骨と混在するためお返しすることができません。そのため、親族の方にお骨が返還できないことを同意、承諾していただくこととなります。

※同意を要する範囲の人全員の同意が揃わない場合（音信不通等）、問合せ先にご相談ください。

○同意を要する範囲

区 分		同意を要する範囲（要件）
申請者に配偶者がいる場合	子あり	配偶者と子ども（全員）
	子なし	配偶者
申請者に配偶者がいない場合	子あり	子ども（全員）
	子なし	埋蔵者の父母及び兄弟姉妹（全員）

（注）埋葬者とは焼骨として埋蔵される者をいいます。

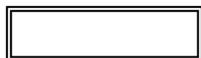


(同意を要する範囲)

- ① 「配偶者」「子」の全員の同意
- ② 「配偶者」「子」ともいない場合は「父母」「兄弟姉妹」全員の同意



①同意書の範囲（相続の第一順位に準じる）



②同意書の範囲（相続の第二順位、第三順位に準じる）

(4) 申請から納骨までの流れ

①	申 請	申請者と関係書類を添えて役場環境衛生担当（2番窓口）へ提出します。 <small>しゅさいしゃ</small> 主宰者（焼骨を埋蔵する方）も提出します
▼		
②	使用料の納付	申請後に使用料を納付し、領収書を提示します。
▼		
③	許可証の交付	許可内容を確認のため使用許可証を交付は後日郵送します。
▼		
④	申請内容の変更申請 ※変更があった場合	生前予約者及び主宰者（ <small>しゅさいしゃ</small> 焼骨を埋蔵する方）の住所、氏名の変更、また、主宰者の変更があった場合、変更申請を届出してください。
▼		
⑤	納骨の連絡と納骨日時 の打合せ	<u>申請者が死亡した場合</u> 、主宰者から役場環境衛生担当（2番窓口）へ連絡し、納骨日時の打合せ
▼		
⑥	納骨	納骨日時に、職員立会のもと主宰者（ <small>しゅさいしゃ</small> ）が納骨を行う ※合同納骨塚使用許可証、火葬許可証を提出

4. 納骨ができる期間

【期 間】 4月1日から12月26日までの火曜日及び金曜日
(美幌町役場の閉庁日は除きます)

【時 間】 午前10時から午後4時までの30分単位
(正午から午後1時までは除きます)

【埋蔵の方法】 親族等が骨壺等から焼骨のみを取り出し、納骨口に入れます。
職員が焼骨を埋蔵することはありません。

※受付は通年で行いますが、納骨(焼骨の埋蔵)は、冬期間の積雪寒冷等に伴い上記期間とさせていただきます。なお、12月の積雪状況により、当年の納骨期間を26日以前に終了させていただく場合がございますので、あらかじめご承知願います。

5. 留意事項

生前予約における合同納骨塚の使用申請にあたって次の事項について留意願います。

(1) 美幌町合同納骨塚は、埋蔵予定数は800体と多くの焼骨を埋蔵することができることから生前予約をしなくても、納骨する場所は充分にあります。

死後、実際に納骨するのは親族の人となります。生前に親族の人に意思を伝えておくことで納骨は可能となります。なお、生前予約後、美幌町合同納骨塚を使用しないこととなった場合でも、一度納付された使用料は返還することはできませんので、あらかじめご承知ください。

(2) 生前予約の申請時に同意を要する範囲の全員が合同納骨塚への納骨に同意、承諾していただく必要があります。反対の意思を示している親族がいる場合、その親族が同意いただくまで、使用申請はご遠慮願います。

(3) 生前予約による場合、申請から納骨まで期間を要することとなります。その間に申請者及び主^{しゅさいしや}宰者の住所など変更となる場合もあるかと思えます。

町では定期的に使用許可の状況を通知する予定であります。

内容に変更が生じている場合、速やかに変更届けを提出してください。

【担当・問合せ】

〒092-8650

網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地

美幌町役場 環境管理課 環境衛生グループ 担当

(電 話) 0152-77-6550 (直通)